

【ポスター発表】

## 知的障害者のグループホームにおける成年後見制度の利用

—実態解明・権利擁護に向けての予備的検討—

○ 和歌山大学 氏名 古井 克憲 (005149)

加藤 貴久 (桃山学院大学非常勤講師・005475)

キーワード：知的障害者、グループホーム、成年後見制度

**1. 研究目的**

現在、認知症高齢者や知的障害者数が増加の一途をたどる日本では、成年後見制度の利用促進が必要であるとされている。これまでの知的障害者に対する成年後見制度の実態調査結果を分析したところ（古井 2018）、制度利用の利点は、親が亡くなったケースや複雑な家庭環境にあるケースの場合、後見人による金銭管理や定期的な見守りが本人にとって良いと福祉サービス事業者と考えられている点にある。また、主に入所施設と親元での調査結果から、知的障害者の本制度利用の特徴とその課題については、以下3点に整理することができる。第1に、後見人が被後見人より高齢である親が担っているケースが多い。高齢の親が子どもの後見を継続して行えるか検討する必要がある。第2に、後見類型が約90%を占めている。判定が医学的・心理学的判定によるものであって、利用者の生活文脈に応じた判定がなされているか否かを問う必要がある。第3に、後見人が知的障害者を直接訪問する回数は、月1回が一番多い。月1回の訪問で、果たして後見人が支援を十分に行えるか、あるいはその回数で十分な支援を行うための方策について考える必要がある。本研究では、以上の本制度利用の利点と課題を踏まえ、知的障害者のグループホーム（GH）における本制度利用の実態解明・権利擁護に向けて課題の提示を行う。

**2. 研究の視点および方法**

本研究では、GHを運営するA法人及びB法人でのフィールドワークの記録をもとに、先行調査との共通点及び両法人でのGHでの制度利用について、福祉サービス事業者からみたGH利用者と後見人、事業者の3者関係に焦点を当てて検討する。A法人は、パーソン・センタード・プランニング（PCP）を実践している点、B法人は、当該地域の地域生活支援拠点であることから選定した。A法人では2016年より開催されている成年後見制度学習会（年3回程度）での参与観察、GH支援者への聞き取りを行った。B法人では、法人の管理者への聞き取り及びGHの世話人等へグループインタビュー（2017年5月2日）を実施した。親族後見が10件（A法人10件）、専門職後見が8件（A法人5件、B法人3件）であり、全て後見類型である。

**3. 倫理的配慮**

本研究での調査及び研究成果の公表は、和歌山大学研究倫理審査会の承諾を得ているとともに、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して行った。本発表に対する共同研究者及び研究対象機関の同意を得ており、匿名性の保持、プライバシーへの配慮を十分に行った。

#### 4. 研究結果

GHでの成年後見制度の利用に関して、先述した入所施設や親元での本制度利用の利点と課題の内容は共通していた。本調査では、GH利用者が、本調査期間中に深刻な問題を抱えているケースは認められなかった。その上で本研究では以下3点の問題について提示する。

(1) **親族によるケアの限界、親族後見の限界** A法人では、親族後見のケースで、後見人の高齢化が進む中、権利擁護の観点から専門職後見の利用を視野に入れるとともに、現在制度を利用していないGH利用者に対する制度利用の検討がなされていた。B法人では、GH入居に当たり金銭管理の面で制度利用をすすめ、利用に至ったケースがあった。

(2) **専門職後見の業務への評価と期待** B法人では、専門職後見（弁護士2件、司法書士1件）は「肝心なときにお願いはできる」（例えば銀行での口座開設といった契約行為）が、利用者との月1回の面談や近況報告等も行われていないということであった。一方、A法人では、現行制度での後見人の立場や業務内容に理解を示しつつも、専門職後見人に月1回の訪問や金銭管理の他、利用者の権利擁護や意思決定支援を望んでいた。また後見報酬がGH利用者の生活費を圧迫しているケースにも問題意識がもたれていた。

(3) **地域生活での金銭管理** A法人はGH利用者を幼少時から支援し、PCPから利用者の生活の楽しみを大切にされた支援を展開してきた。生活の楽しみにかかる費用で、GH支援者と専門職後見人とで意見の相違がみられるケースがあった。B法人では、金銭管理での後見制度利用では、日常生活自立支援事業の利用も含め、GH利用者がこれまでの生活の中で「全くお金を使わない」ことがあり、そのことに課題を感じているケースも挙げられた。

#### 5. 考察

GH利用者の成年後見制度の利用の課題として利用者本人の「参画」と、利用者と事業者、後見人とで利用者の豊かな地域生活に向けたイメージを「共有」することが挙げられる。利用者と事業者との意見や価値観の相違は、利用者の豊かな生活に向けて対話に繋がる可能性もあれば、利用者が両者の板挟みになり困難な状況に陥るリスクもあろう。以上をもとにGHでの後見制度の利用実態を解明していくためには、今後サービス等利用計画や個別支援計画への本人及び後見人の参画について検討する必要がある。本調査ではGHで比較的安定した生活を送っているケースであったため、後見人は日常での契約行為にとどまり、身上監護や意思決定支援を十分担っているか確認はできなかった。この場合、後見制度の利用は、利用者の権利擁護の側面がありつつも、事業者側のリスクマネジメント、すなわちGH運営のための「保険」の意味合いが強くなるとも考えられる。この点に加え、後見報酬が利用者の生活費を圧迫する事態もあるため、事業者は制度利用にジレンマを感じると思われる。今後、制度の見直しとともに、それを代替・補完するものとして、利用者の人生の重要局面（転居、転職、相続等）で、身近な支援者、親族、後見人による本人を中心とした「共同決定」の仕組みづくりも視野に入れる必要がある。

\*本研究は、JSPS 科研費 JP19K02158, JP15K17216 の助成を受けたものです。